

令和4年分所得にかかる所得税および復興特別所得税の確定申告と町県民税の申告の受付が始まります。申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料などの算定資料や、所得証明書などの発行にあたっての資料にもなります。お早目に申告してください。

電子申告や郵送による申告のお願い

問 税務町民課
内線251

令和4年1月からスマート専用画面の対象が拡大していることや、スマートカメラで源泉徴収票を読み取ることができるようになっているなど、電子申告が一層便利になります。

税務署や役場で開催される所得税・町県民税の確定申告相談は、大変混雑します。感染予防の観点から、e-Taxによる電子申告や郵送による申告などをご検討ください。



電子申告には、マイナンバーカードまたは税務署が発行したID・パスワードが必要です。
詳しくは税務署へお問い合わせください。

簡単！スマート申告！

スマートのカメラで源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者を自動入力！

確定申告



！相談会場へお越しの方へ

相談会場では新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として入場制限などを設ける場合がございます。マスクの着用、検温などの感染予防対策にご理解とご協力をお願いいたします。

※ 体調のすぐれない人、発熱のある人については相談をお断りすることがあります。

確定申告は正しくお早めに

小田原税務署

相談内容

- 確定申告
- 青色申告、住宅借入金等特別控除、譲渡所得、事業所得などの収支内訳書に関する申告

受付日時

2月1日(水)～3月15日(水)

【受付】午前8時30分～午後4時

【相談】午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※2月19日(日)・2月26日(日)は受付・相談を行います。

※混雑回避のため入場整理券を配布します。

町民センター 機能回復訓練室

・確定申告 　・町県民税申告

※青色申告、住宅借入金等特別控除、譲渡所得などの申告は税務署へ

2月16日(木)～3月14日(火)

【受付・相談】午前9時～11時、午後1時～4時
(土日・祝日を除く)

※2月18日(土)は午前11時まで受付・相談を行います。

※3月15日(水)は受付・相談を行いません。

持ち物

- 源泉徴収票や令和4年中の所得がわかるもの
- 各種控除の証明書
- マイナンバーに係る本人確認書類

- 医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書
- 昨年の申告書や収支内訳書などの控え
- 還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの

問い合わせ

小田原税務署 35-4511
〒250-0851 小田原市荻窪440

税務町民課 内線251

※ 土日の提出は、小田原税務署正面玄関の「時間外受付箱」へ投函してください。

※ 税務署へ郵送もできます。申告書はボールペンで記入し、記載もれ、書類の添付もれのないようお願いします。

控えが必要な場合は、返信用封筒に宛名を記載し、切手添付のうえ同封してください。